

豊川市建設工事余裕期間制度試行要領

(目的)

第1条 この要領は、豊川市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、発注者が主体的に取り組むべき施工時期等の平準化に向けた計画的な事業の執行にあたり、早期に発注・契約を行い、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、建設資材の調達や労働力確保に資する余裕期間を設定する工事の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間 受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日の翌日から工事の始期（以下「着手日」という。）の前日までをいう。
- (2) 実工期 実際に工事を施工するための期間で、着手日から工事の終期（以下「完了日」という。）まで（工事に係る準備期間及び後片付け期間を含む。）をいう。
- (3) 全体工期 余裕期間と実工期を合計した期間であり、契約締結日の翌日から、発注者があらかじめ定めて特記仕様書に明示した工期をいう。
- (4) 発注者指定方式 発注者があらかじめ着手日を指定する方式をいう。
- (5) 任意着手方式 受注者が着手日を余裕期間内の任意の日（豊川市の休日定める条例（平成2年豊川市条例第31号）第1条に定める市の休日（以下「休日」という。）を除く。）から選択できる方式をいう。
- (6) 着手期限日 任意着手方式を指定された工事において、受注者が工事に着手しなければならない期限をいい、発注者があらかじめ定めて特記仕様書に明示するものをいう。

(余裕期間)

第3条 市は、建設工事（余裕期間制度を適用することが適当であると市が認める工事に限る。）については、受注者が労働力及び建設資機材を余裕を持って確保することができるようにするため、相当の期間をもって余裕期間を

設けるよう努めるものとする。ただし、余裕期間は90日を超えないものとする。

- 2 余裕期間内における現場の管理は、市が行うものとする。
- 3 受注者は、余裕期間内に工事（工場製作、現場での測量、資機材の搬入、仮設物の設置その他の準備工事を含む。）に着手してはならない。ただし、資機材の準備（現場への搬入を除く。）、労働者の手配、設計の照査及び関係者との協議は、行うことができるものとする。
- 4 前項ただし書の規定により受注者が行う労働者の手配等の経費は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、余裕期間について、現場代理人、主任技術者及び監理技術者等の配置を要しない。
（実工期の定め等）

第4条 市は、第3条の規定により相当の期間を設けることとした工事（以下「余裕期間制度適用工事」という。）について、発注者指定方式又は任意着手方式のいずれとするかを、あらかじめ指定するとともに、発注者指定方式とした工事にあつては着手日を、任意着手方式とした工事にあつては実工期に係る標準日数及び着手期限日を定め、特記仕様書に明示するものとする。

- 2 発注者指定方式を指定された工事の受注者は、市が定めた着手日より前に工事に着手することを希望するときは、着手日の変更について、市に協議を申し出ることができる。
- 3 任意着手方式を指定された工事の受注者は、入札後、速やかに着手日を設定し、工事の始期届出書（様式第1号）により市に届け出なければならない。この場合において、受注者は、完了日が休日となる日を工事の着手日とすることはできない。
- 4 任意着手方式を指定された工事の受注者は、前項の規定により着手日を届け出た後に、着手日を変更することを希望するときは、市に協議を申し出ることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、着手日の変更をすることはできない。
 - (1) 変更後の着手日が着手期限日より後の日となる場合
 - (2) 実工期の日数に変更が生じる場合

(契約関係の取扱い)

第5条 工事請負契約書に記載する工期は、発注者指定方式による場合は実工期の着手日及び完了日とし、任意着手方式による場合は様式第1号により届け出た着手日及び完了日とする。

2 受注者は、豊川市公共工事請負契約約款第11条の規定にかかわらず、着手日の前日までに現場代理人等通知書を提出しなければならない。

3 受注者は、契約締結後10日(休日を除く。)以内に、工事实績情報システム(コリンズ)に受注の登録を行わなければならない。登録にあたって契約工期は全体工期とし、技術者情報(従事期間)は実工期とすること。

4 余裕期間制度適用工事の契約保証の期間は契約締結日から、発注者指定方式による場合は実工期の完了日までとし、任意着手方式による場合は様式第1号により届け出た完了日までとする。

5 受注者は、着手日以後でなければ、前払金の支払を請求することはできない。

6 受注者は、着手日以後速やかに建設業退職金共済制度に係る掛金収納書を市に提出しなければならない。

(経費の負担)

第6条 余裕期間制度を適用することにより増加する費用は、受注者の負担とし、積算上の割増は行わない。

(工事名)

第7条 余裕期間制度適用工事については、その工事名の末尾に、発注者指定方式にあっては「(余指)」と、任意着手方式にあっては「(余任)」の記載をするものとする。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。